

天草地域  
自転車ネットワーク計画

令和元年11月  
天草市・上天草市・苓北町

# 目次

## 第1章 はじめに

- (1) 自転車を取り巻く社会情勢……………P. 1
- (2) 天草地域の現状と課題……………P. 2
  - ①自転車走行空間の現状……………P. 2
  - ②自転車の利用状況……………P. 3
  - ③自転車に関係する事故等の状況……………P. 3
  - ④自転車イベント等の取り組み状況……………P. 4
  - ⑤観光振興計画の考え方……………P. 5
  - ⑥まとめ……………P. 5

## 第2章 基本方針

- (1) 計画の対象等……………P. 6
- (2) 計画期間……………P. 6
- (3) 基本方針等……………P. 6
- (4) 実施する施策……………P. 6
- (5) 段階的な計画策定……………P. 7

## 第3章 自転車ネットワーク計画

- (1) 自転車ネットワーク計画に基づく空間整備……………P. 8
  - ①自転車ネットワーク路線の選定……………P. 8
  - ②自転車ネットワーク路線……………P. 9
  - ③現況区分図……………P. 13
  - ④実勢速度図……………P. 14
  - ⑤整備形態の種類……………P. 15
  - ⑥整備形態について……………P. 15
  - ⑦整備計画案……………P. 17
  - ⑧整備内容……………P. 23
  - ⑨整備延長……………P. 24
  - ⑩整備計画図……………P. 25

## 第4章 自転車の通行ルール

- (1) 自転車の通行方法……………P. 26
  - ①自転車の原則……………P. 26
  - ②道路構造の違いによる通行方法（単路部）……………P. 27
  - ③例外的に歩道を通行する場合……………P. 32
- (2) 自転車通行ルールの周知の方法……………P. 35
  - ①過労運転・麻薬等運転・共同危険行為の禁止……………P. 34
  - ②安全運転の義務……………P. 34
  - ③追越しの方法……………P. 34
  - ④横断歩道における歩行者等の優先……………P. 35

## 第5章 計画の評価見直し……………P. 36

(巻末) 参考資料

## 第1章 はじめに

### (1) 自転車を取り巻く社会情勢

自転車は、通勤・通学、買い物などにおいて多く利用され、日常生活における身近な交通手段としての重要な役割を担っています。また、健康志向や環境保全への意識の高まりから、都市部の幹線道路においてもスポーツバイクでの通勤が見かけられます。さらに、サイクリングを通じた余暇の充実やサイクルツーリズムの推進による地域振興策としてもその活用が期待されているほか、近年、頻発する災害時における移動手段としても、その活用が期待されています。

このように自転車は、様々な形で利用され、また、今後もその活用が期待されているところですが、昭和40年代に歩行者の通行を妨げない速度と方法で通行することとした上で、自転車の歩道通行を可能とする交通規制が導入されたことから、自転車の走行位置は、歩道なのか車道なのか曖昧なまま今日まで道路整備が進んできました。自転車が安全に通行できる道路整備は未だ途上にあり、過去10年間のデータでは、全交通事故件数や自動車対自転車の事故件数が減少しているにも関わらず、歩行者と自転車の事故件数はほぼ横ばいの状況にあり、自転車の交通安全対策が依然として課題となっています。自転車事故の死傷者数の中では、通勤通学時の事故件数が多くを占め、さらに、自転車乗用中の交通事故で死傷した人の約2/3に法令違反があったことが分かっており、法令遵守に関する意識の向上も自転車施策における課題となっています。

このような背景を踏まえ、平成24年11月には、国土交通省道路局と警察省交通局の共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が公表され、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」の方針のもと、交通状況に応じて歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備の考え方が示されました。

さらに、交通の安全を確保しつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が平成29年5月1日施行され、平成30年6月に、同法第9条に基づく「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。同計画においては、自転車の利用が国民一人一人のQOL（Quality Of Life：生活の質）の向上につながることを重要とされる中で、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備や安全の確保に対し、長期的な視野に立った着実な取り組みを前提とした様々な施策や措置が示されています。

## (2) 天草地域の現状と課題

### ① 自転車走行空間の現状

天草地域の2車線以上の道路改良率は、国道 96.3%、県道 53.0%で、都市部に歩道が設置されているが、自転車道・自転車専用レーンは未整備です。

国道266号や国道324号の一部では、1万台以上の交通量があるものの、全体的に交通量が少ない状況です。

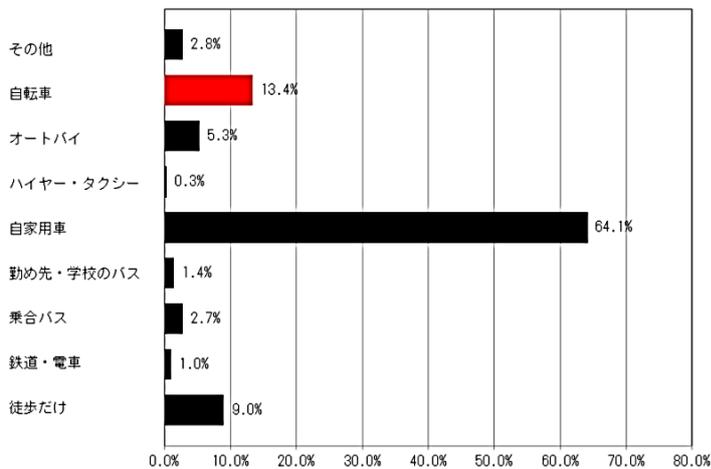
近年スポーツバイクでのサイクリングが増えており、自転車と自動車が並走する危険な状況が多く見受けられます。

### ② 自転車の利用状況

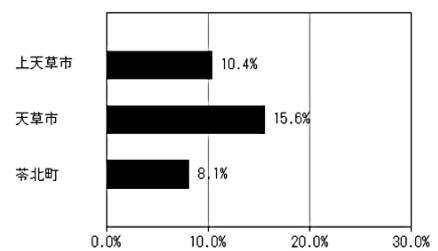
平成12年、平成22年の国勢調査において、15歳以上を対象とした従業地又は通学地までの利用交通手段に関する調査結果では、地域住民の1割程度の人が自転車を利用すると回答しており、自家用車に次ぐ交通手段として重要な役割を担っています。

平成12年度国勢調査

a) 天草地域利用交通手段

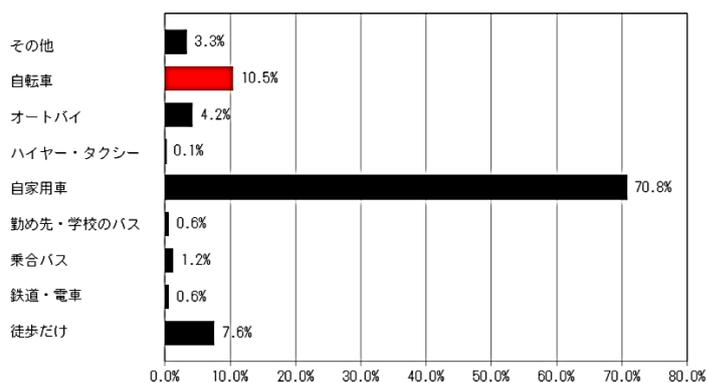


b) 市町別自転車利用割合

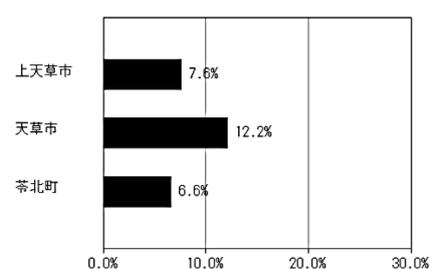


平成22年度国勢調査

a) 天草地域利用交通手段



b) 市町別自転車利用割合



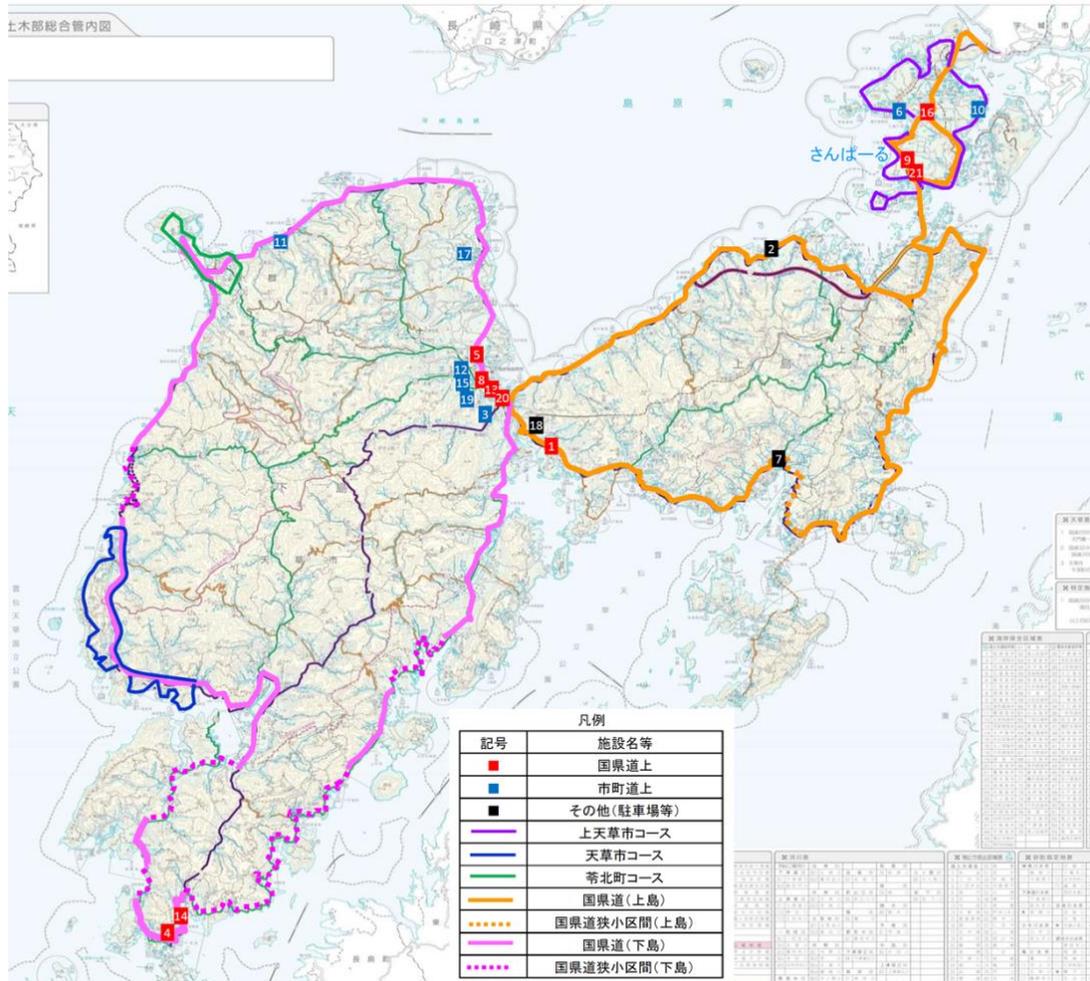
### ③自転車に関係する事故等の状況

天草地域においては、自転車に関係する人身事故は、平成29年度から平成30年度の2年間で21件が発生しています。

ほとんどの事故は車両相互の事故であり、特徴としては交通量が多い都市部の国県道や市町道で発生しています。この外、道路外の駐車場内での事故も見受けられます。

天草広域本部内において発生した自転車に関与する交通事故(人身事故)  
(平成29年4月～平成31年3月発生分)

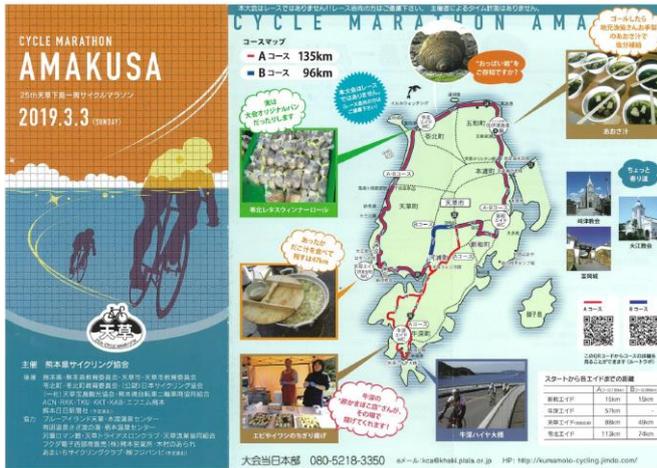
NO.	管轄	発生年月日	事故類型	発生箇所	道路形状	道路種別
1	天草	H29.6.7	人对車両一対面通行中	天草市 下浦町	単路	国道
2	天草	H29.7.2	車両相互一その他	天草市 有明町須子	一般交通	その他
3	天草	H29.8.2	車両相互一出会い頭	天草市 亀場町亀川	交差点	市道
4	牛深	H29.8.11	車両相互一追越追抜時	天草市 牛深町	単路	県道
5	天草	H29.8.23	車両相互一出会い頭	天草市 八幡町	交差点	国道
6	上天草	H29.8.27	車両相互一その他	上天草市 大矢野町中	単路(カーブ)	市道
7	天草	H29.10.25	車両相互一その他	天草市 倉岳町浦	一般交通	その他
8	天草	H29.11.11	車両相互一その他	天草市 港町	単路	国道
9	上天草	H30.1.25	車両相互一その他	上天草市 大矢野町中	単路	国道
10	上天草	H30.3.1	車両相互一出会い頭	上天草市 大矢野町登立	交差点	市道
11	天草	H30.4.27	車両相互一その他	荻北町 上津深江	単路	町道
12	天草	H30.5.12	車両相互一出会い頭	天草市 浜崎町	交差点	市道
13	天草	H30.5.17	車両相互一出会い頭	天草市 亀場町亀川	交差点	国道
14	牛深	H30.5.31	車両相互一その他	天草市 久玉町	単路	国道
15	天草	H30.6.7	車両相互一出会い頭	天草市 東浜町	交差点	市道
16	上天草	H30.6.22	車両相互一左折時	上天草市 大矢野町上	単路(カーブ)	国道
17	天草	H30.9.19	車両相互一その他	天草市 五和町御領	交差点	市道
18	天草	H30.10.29	車両相互一その他	天草市 下浦町	一般交通	その他
19	天草	H30.11.15	車両相互一右折時一その他	天草市 南町	交差点	市道
20	天草	H30.12.13	車両相互一出会い頭	天草市 太田町	交差点	国道
21	上天草	H31.2.9	車両相互一左折時	上天草市 大矢野町中	単路	国道



#### ④自転車イベント等の取り組み状況

天草地域では、美しい海が臨める海岸線道路を利用した大きなサイクルイベント、「天草下島一周サイクルマラソン」(25回)、「天草四郎サイクリングフェスタ」(6回)が以前から民間主催で開催されており、毎年多くのサイクリストが参加し、地元の高校生を含めたボランティアが大会の運営を手伝っており、大会に携わった全ての人々がイベントを盛り上げています。

また、「天草宝島国際トライアスロン大会」(34回)は、オリンピックディスタンス(51.5km)が日本ではじめて開催(1985年)された大会として知られています。



第25回 天草下島一周サイクルマラソン



第34回 天草宝島国際トライアスロン大会



第6回 天草四郎サイクリングフェスタ

## ⑤観光振興計画の考え方

天草2市1町においては、それぞれの地域の特色を踏まえた様々な施策に取り組んでいますが、中でも、交流の促進や地域資源を活かした観光の推進などは、各市町に共通する考え方として観光振興計画等に位置付けられています。

このような中、交流人口の拡大のため「VISITあまくさプロジェクト実行委員会」においては、様々なサイクリングルート・店舗が紹介されている『AMA-ICHI』 amakusa cycling map の作成や、管内店舗におけるサイクリストのおもてなし推進に向けた取組みなどソフト面での取組みが行われてきました。

また、観光の裾野拡大による雇用創出のため「天草地域雇用創出協議会」においては、「レンタサイクル」や「観光戦略セミナー（自転車を活用した観光の先進地事例の学習）」などが行われてきました。

当該事業に加え、自転車による観光、いわゆる、サイクルツーリズムを前提としたルートの設定や、そのための安全な走行環境の整備やサイクリストの受入環境の更なる充実など、ハード・ソフト両面からサイクリング環境の向上を図り、サイクルツーリズムの推進を支援することを目的とした「天草地域サイクルツーリズム推進協議会」が平成31年1月に発足しました。

管内市町での主な観光計画

市町	主な取組
天草市	①地域資源を活かし、周遊・滞在・交流型観光につなげる「魅力づくり」 ②観光を支える組織、戦略的な情報発信の「仕組みづくり」 ③持続的な観光振興のための「担い手づくり」 ④観光拠点施設の整備、既存施設の活用
上天草市	①ターゲットを設定した観光メニューの開発 ②観光客誘致に向けたイベントの充実と情報発信の強化 ③集客力を高める受入環境整備の推進 ④観光産業を担う経営者等の人材育成並びに組織化
苓北町	①旅行業者への売り込み、誘致活動の実施 ②特産品の開発 ③旅行業経験者の発掘、活用 ④後継者の育成

## ⑥まとめ

以上のことから、天草地域において、今後、自転車利用における安全性と快適性を確保するとともに、広域観光を促す交通手段としてもその活用を進めていくためには、以下の課題への対応が必要と考えられます。

- 観光地を結ぶ自転車が安全で快適に走行できる道路空間の整備
- 事故危険箇所等における路面標示等による注意喚起対策の充実
- 全ての道路利用者への交通法規の更なる普及啓発による安全意識の醸成

## 第2章 基本方針等

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では、地域の自主性を尊重することを前提に、自転車利用が多い路線や、健康増進、環境問題、観光振興等と一体となった取り組みが期待される自転車利用のポテンシャルが高い市町村において、自転車ネットワーク計画を策定し、安全で快適な自転車利用環境の整備を促進することが望ましいとされています。

今般の国における法律の制定や「天草地域サイクルツーリズム推進協議会」等の設立を契機とし、日常の交通手段として、また、地域づくりに自転車を活かしていくため、自転車を取り巻く社会情勢や天草地域の現状を踏まえたうえで、観光振興計画等の上位計画との整合を図りながら、自転車の安全な通行空間を確保する整備を着実に促進し、根付かせていくため、同ガイドラインを参考にしながら、以下の方針のもと「天草地域自転車ネットワーク計画」を策定することとします。

### (1) 計画の対象等

天草地域全域を対象とし、観光サイクリングルートについて安全で快適な自転車の通行空間の創出に努めることとします。なお、将来的には通勤、通学等の日常利用についても計画の対象としていきます。

### (2) 計画期間

自転車空間整備は、これまでの道路整備にない取り組みであり、その知見が十分でないことや整備実績や効果検証を踏まえた技術ガイドライン等の改正も予想されることから、長期的な計画とせず、当面、5ヶ年間の計画として策定します。

### (3) 基本方針

国の「自転車活用推進計画」に、自転車の利用が一人一人のQOL\*の向上につながることを重要とされていることを踏まえ、自転車事故のない安全・安心な交通環境のもと、自転車を活用した広域観光を促進するとの考え方から、本計画の基本方針を以下のとおりとします。

## 「歩行者、自転車、自動車が共に安全に通行できる道路の整備による広域観光の促進」

### (4) 実施する施策

基本方針を踏まえ、本計画で実施する主要施策は以下のとおりとします。

施策1：観光地間を結ぶ自転車ネットワークにおける歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路空間の計画的整備

施策2：事故危険箇所における路面標示等による注意喚起対策の実施

施策3：安全意識醸成のための広報誌等を利用した交通法規の啓発

## (5) 段階的な計画策定

自転車ネットワーク計画は、地域や利用目的に応じて基幹となるルートを中心とした路線を対象とするなど段階的な計画策定も「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」において想定されています。なお、段階的な計画策定の場合は、将来、継続的に計画を拡張していくことが重要とされています。

天草地域の通勤・通学、買い物などの生活交通における自転車ネットワークについては、現状把握が十分でないことや生活交通が多い市街地等は用地的な制約により自転車の空間整備に課題が多いことなどから、当面は、観光地などを結ぶ基幹的なネットワーク（サイクルツーリズムルート）の選定及びその整備を先行し、これらの路線の整備後の状況も踏まえ、天草地域における自転車ネットワークの整備範囲を順次拡大することとします。

### 第3章 自転車ネットワーク計画

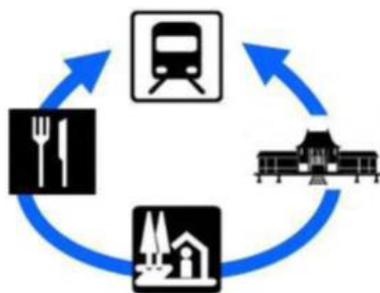
#### (1) 自転車ネットワーク計画に基づく空間整備

##### ① 自転車ネットワーク路線の選定

##### 【選定の考え方】

- a) 天草沿岸を通る国・県道を基軸として世界遺産に登録された「崎津集落」や観光スポット等を周遊するためのルートを設定
- b) 安全性の確保を考慮し、比較的整備が進んだ県管理道路を利用したルートを設定
- c) 地域外からの来訪者がサイクル拠点として利用可能な駐車場等を有する道の駅や温泉施設が近くにあるルートを設定

NO.	サイクリングルート名 (仮称)	コース概要	走行距離
①	大矢野島・天草上島 サイクリングコース	天草の玄関天草5橋を通る大矢野島20kmコース及び天草上島を周回する85kmコース。 日本三大松島の一つである天草の松島があり、日本の道100選にも選ばれている名所を含む。	全長 104km
②	天草下島 サイクリングコース	天草下島はキリシタンの島であり、世界遺産に登録された「崎津集落」等の様々なキリスト文化に触れあうことができる。 イルカウォッチングや天草西海岸の夕日等の観光スポットが多数ある。	全長 139km
③	上天草シーサイド サイクリングコース	大矢野島の海岸沿いを周回し、道の駅「さんばーる」、野釜島海水浴場、ビジターセンター、パールサンビーチ等の拠点をめぐるコース。	全長 30km
④	天草西海岸サンセット サイクリングコース	世界遺産「崎津集落」周辺の海岸沿いの旧国道等を利用した夕日がきれいなサンセットコース。	全長 23km
⑤	苓北町(富岡)周遊 サイクリングコース	苓北町のシンボル「富岡城跡」や富岡港があり、美しい砂浜や松林がある海岸線を通るコース。	全長 14km



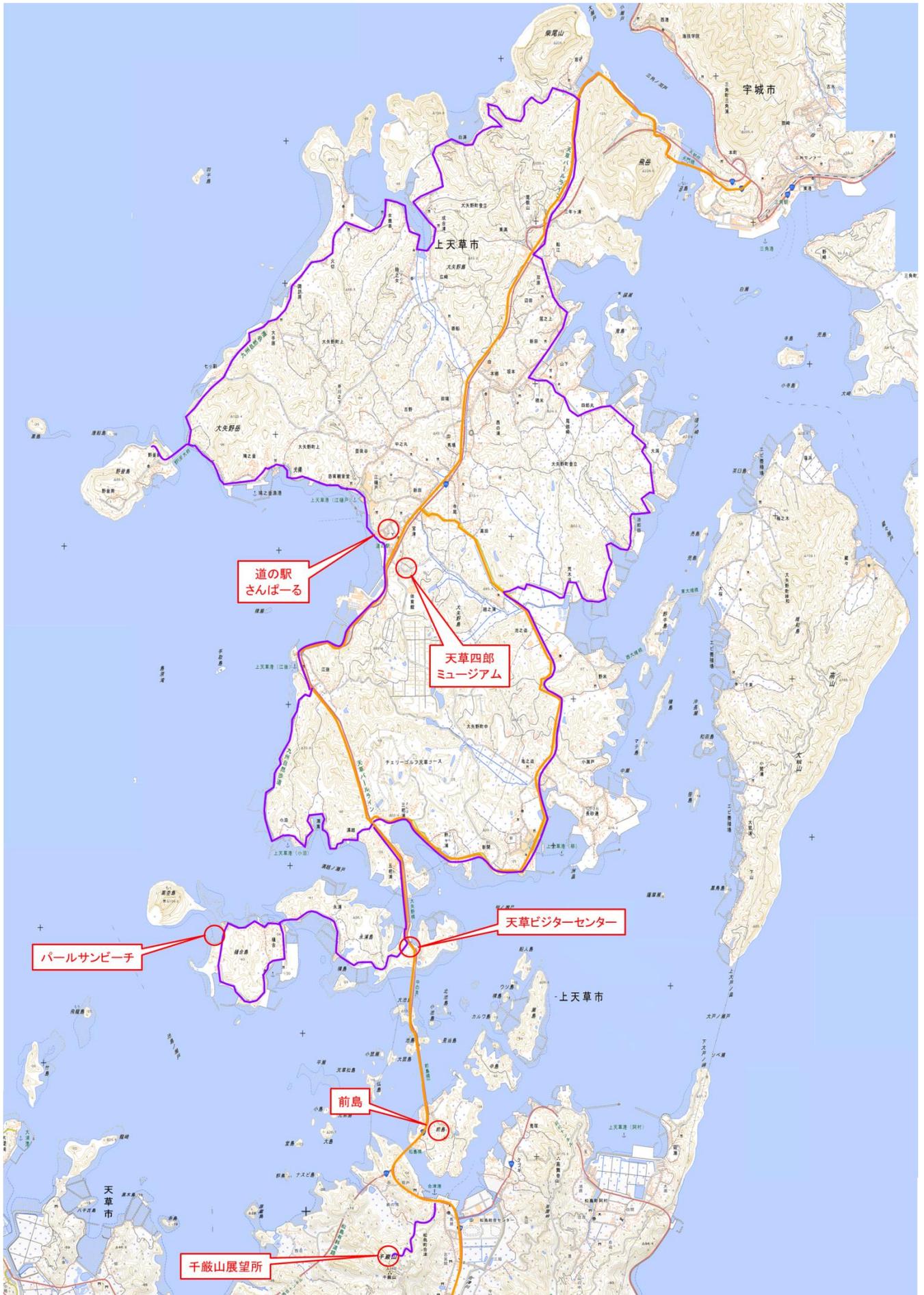
▲サイクル拠点等を起点とした景勝地をつなぐ



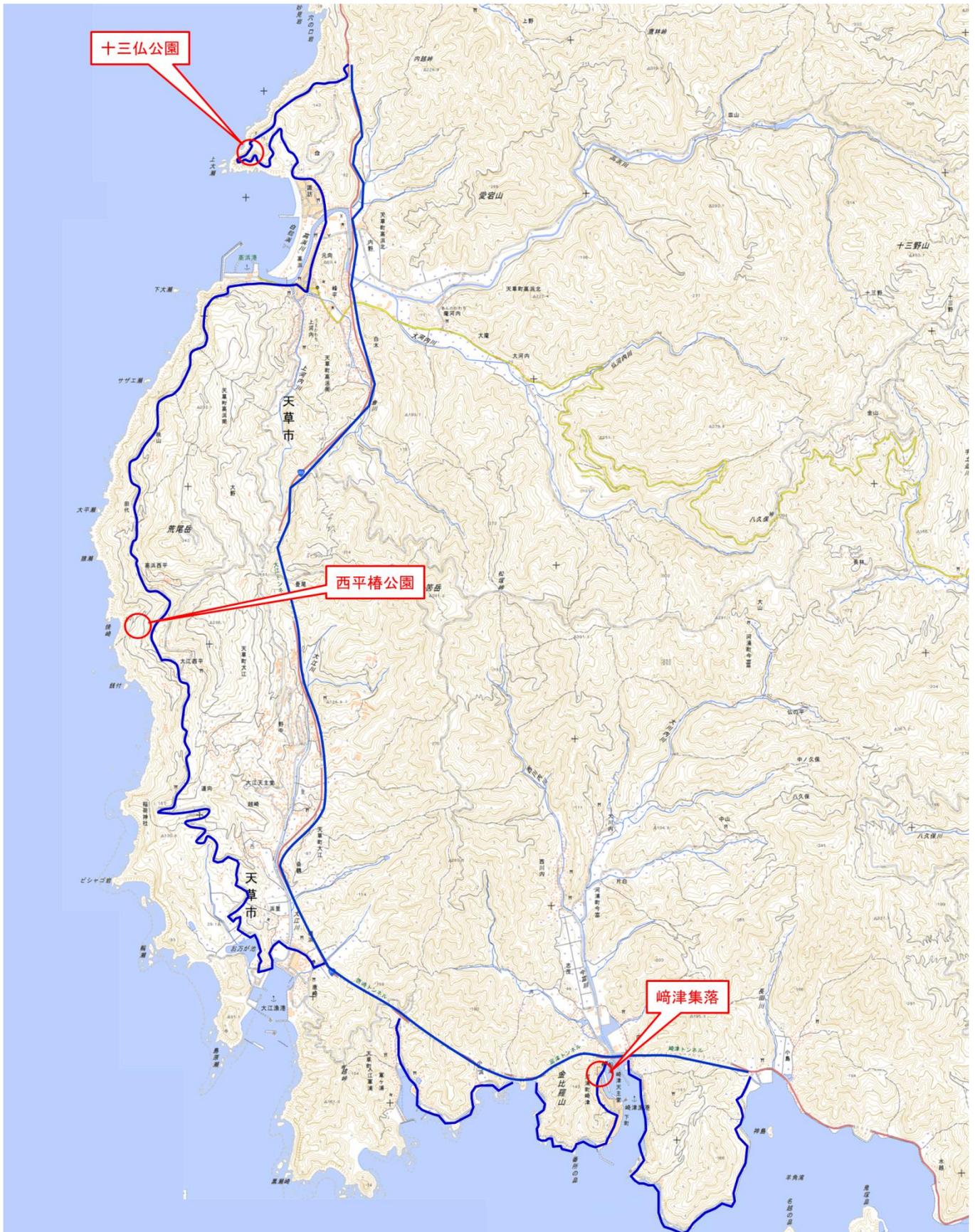
▲安全性と快適性に配慮



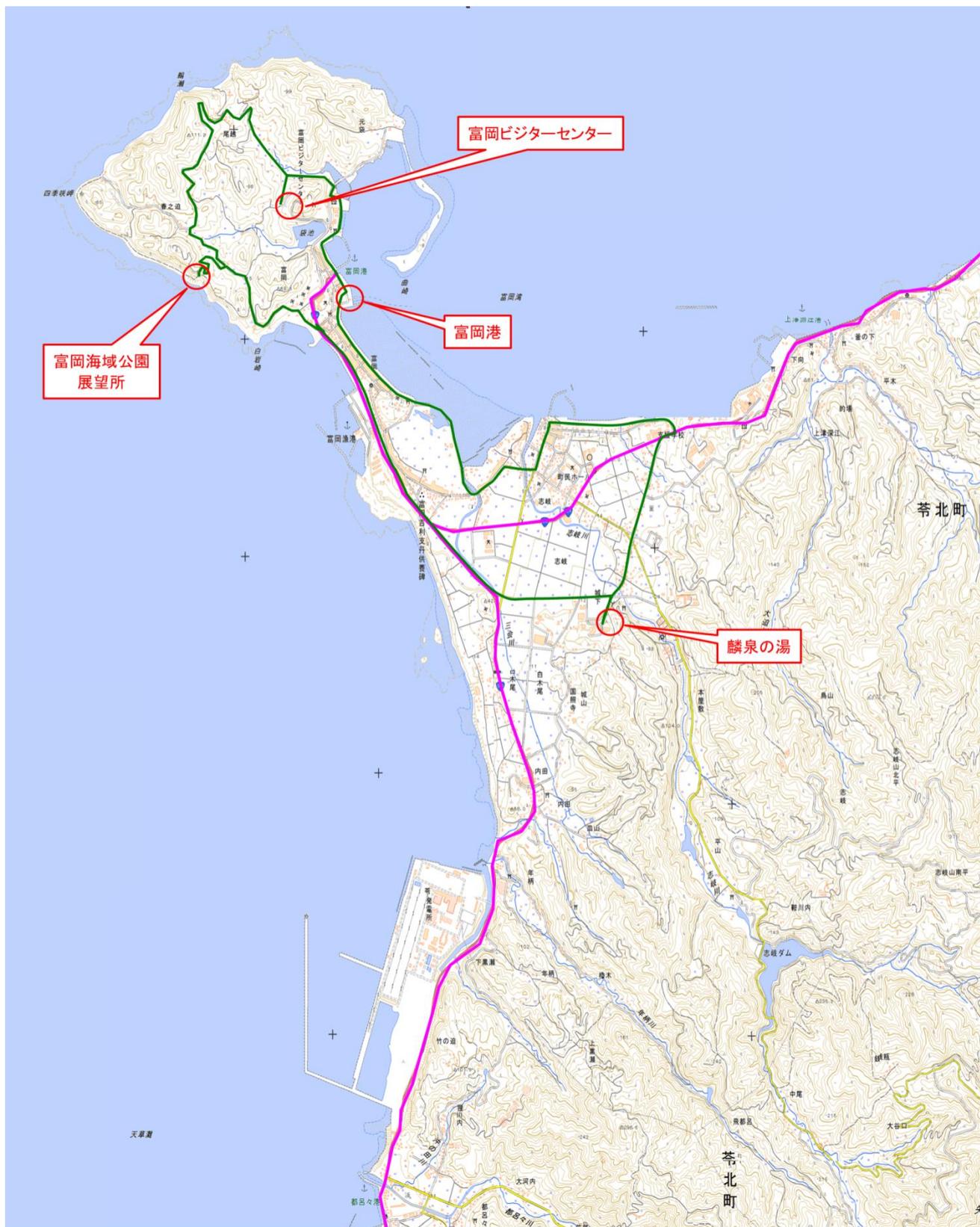
## ② - 2 自転車ネットワーク路線 (上天草市)



② - 3 自転車ネットワーク路線 (天草市)



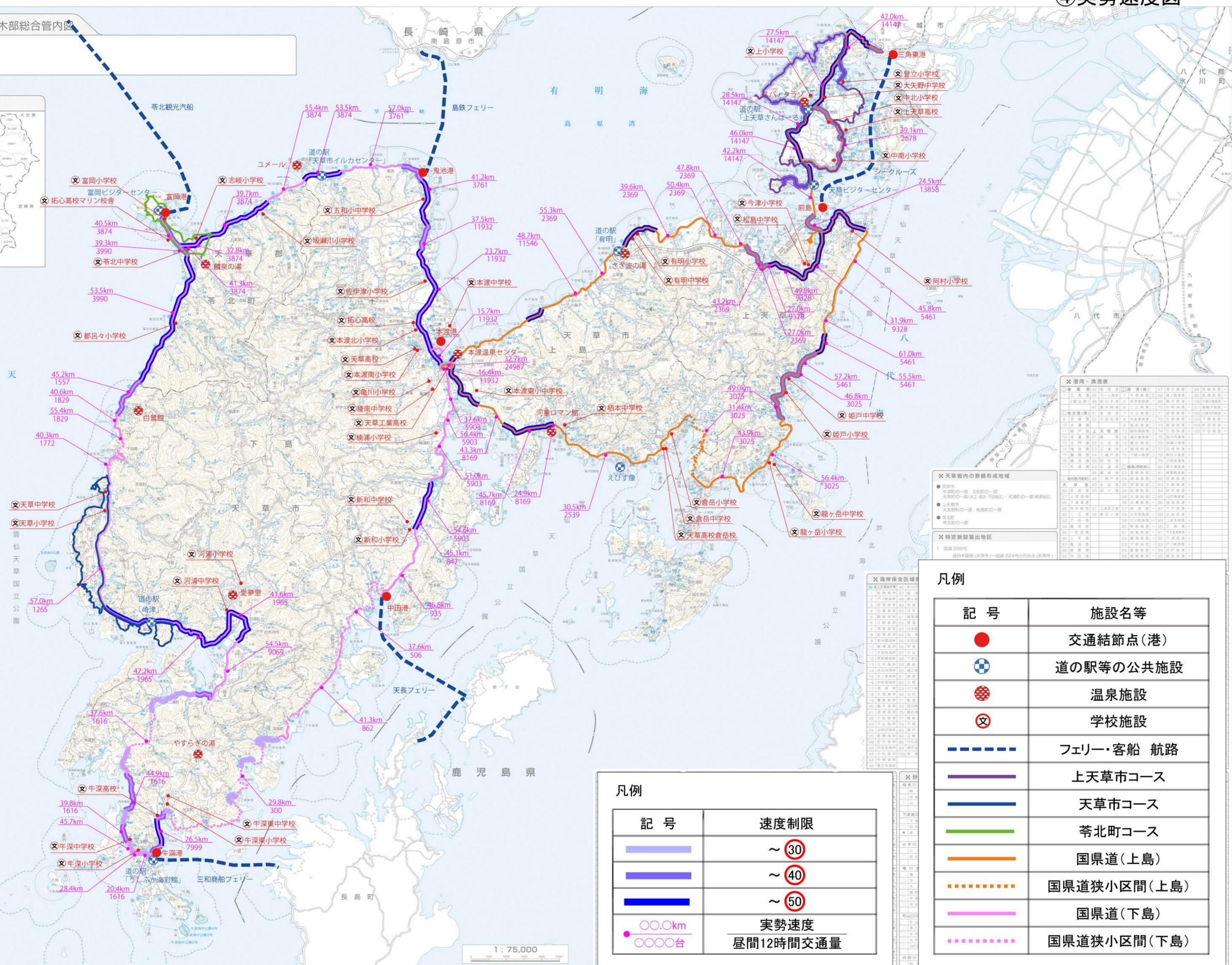
② - 4 自転車ネットワーク路線 (苓北町)





# ④実勢速度図

熊本県天草広域本部土木部総合管内図



※ 港湾・漁港表

番号	名称	種別	所在地	備考
1	三角東港	漁港	天草市	
2	本渡港	漁港	天草市	
3	中津港	漁港	天草市	
4	本渡港	漁港	天草市	
5	本渡港	漁港	天草市	
6	本渡港	漁港	天草市	
7	本渡港	漁港	天草市	
8	本渡港	漁港	天草市	
9	本渡港	漁港	天草市	
10	本渡港	漁港	天草市	
11	本渡港	漁港	天草市	
12	本渡港	漁港	天草市	
13	本渡港	漁港	天草市	
14	本渡港	漁港	天草市	
15	本渡港	漁港	天草市	
16	本渡港	漁港	天草市	
17	本渡港	漁港	天草市	
18	本渡港	漁港	天草市	
19	本渡港	漁港	天草市	
20	本渡港	漁港	天草市	
21	本渡港	漁港	天草市	
22	本渡港	漁港	天草市	
23	本渡港	漁港	天草市	
24	本渡港	漁港	天草市	
25	本渡港	漁港	天草市	
26	本渡港	漁港	天草市	
27	本渡港	漁港	天草市	
28	本渡港	漁港	天草市	
29	本渡港	漁港	天草市	
30	本渡港	漁港	天草市	
31	本渡港	漁港	天草市	
32	本渡港	漁港	天草市	
33	本渡港	漁港	天草市	
34	本渡港	漁港	天草市	
35	本渡港	漁港	天草市	
36	本渡港	漁港	天草市	
37	本渡港	漁港	天草市	
38	本渡港	漁港	天草市	
39	本渡港	漁港	天草市	
40	本渡港	漁港	天草市	
41	本渡港	漁港	天草市	
42	本渡港	漁港	天草市	
43	本渡港	漁港	天草市	
44	本渡港	漁港	天草市	
45	本渡港	漁港	天草市	
46	本渡港	漁港	天草市	
47	本渡港	漁港	天草市	
48	本渡港	漁港	天草市	
49	本渡港	漁港	天草市	
50	本渡港	漁港	天草市	

※ 天草管内の景観形成地域

- 天草市
  - 本渡の一部、五島の一部
  - 天草市の一部(天草市、下島地区) - 河津の一部(河津地区)
- 上天草市
  - 上天草市の一部、船越の一部
- 天草市
  - 天草市の一部

※ 特定施設設置地区

1 国道 256号  
道日本線(天草市) - 国道 224号との交点(天草市)

※ 海岸保全区域

1 天草市 460号  
2 天草市 460号  
3 天草市 460号  
4 天草市 460号  
5 天草市 460号  
6 天草市 460号  
7 天草市 460号  
8 天草市 460号  
9 天草市 460号  
10 天草市 460号  
11 天草市 460号  
12 天草市 460号  
13 天草市 460号  
14 天草市 460号  
15 天草市 460号  
16 天草市 460号  
17 天草市 460号  
18 天草市 460号  
19 天草市 460号  
20 天草市 460号  
21 天草市 460号  
22 天草市 460号  
23 天草市 460号  
24 天草市 460号  
25 天草市 460号  
26 天草市 460号  
27 天草市 460号  
28 天草市 460号  
29 天草市 460号  
30 天草市 460号  
31 天草市 460号  
32 天草市 460号  
33 天草市 460号  
34 天草市 460号  
35 天草市 460号  
36 天草市 460号  
37 天草市 460号  
38 天草市 460号  
39 天草市 460号  
40 天草市 460号  
41 天草市 460号  
42 天草市 460号  
43 天草市 460号  
44 天草市 460号  
45 天草市 460号  
46 天草市 460号  
47 天草市 460号  
48 天草市 460号  
49 天草市 460号  
50 天草市 460号

凡例

記号	施設名等
●	交通結節点(港)
⊕	道の駅等の公共施設
⊗	温泉施設
⊗	学校施設
---	フェリー・客船 航路
---	上天草市コース
---	天草市コース
---	苓北町コース
---	国県道(上島)
---	国県道狭小区間(上島)
---	国県道(下島)
---	国県道狭小区間(下島)

凡例

記号	速度制限
---	~ 30
---	~ 40
---	~ 50
●	実勢速度
○	昼間12時間交通量

※ 凡例

---	有料道路	---	自動車通行不能区画
---	一般国道	---	計画線
---	主要地方道	---	3m以上の道路
---	一般県道	---	3m以下の道路
---	地域高規格道路	---	1.5m以下の道路
---	広域農道	---	JR線
---	森林道	---	私鉄
---	一級河川	---	指定地
---	二級河川	---	急傾斜地
---	砂防施設	---	ダム
---	港	---	漁港
---	温泉	---	温泉
---	道の駅	---	道の駅
---	学校	---	学校
---	公共施設	---	公共施設
---	市界	---	市界
---	町界	---	町界
---	市役所	---	市役所
---	市役所支所	---	市役所支所
---	地域振興局	---	地域振興局
---	空港	---	空港
---	三角点・標高	---	等高線・等高線

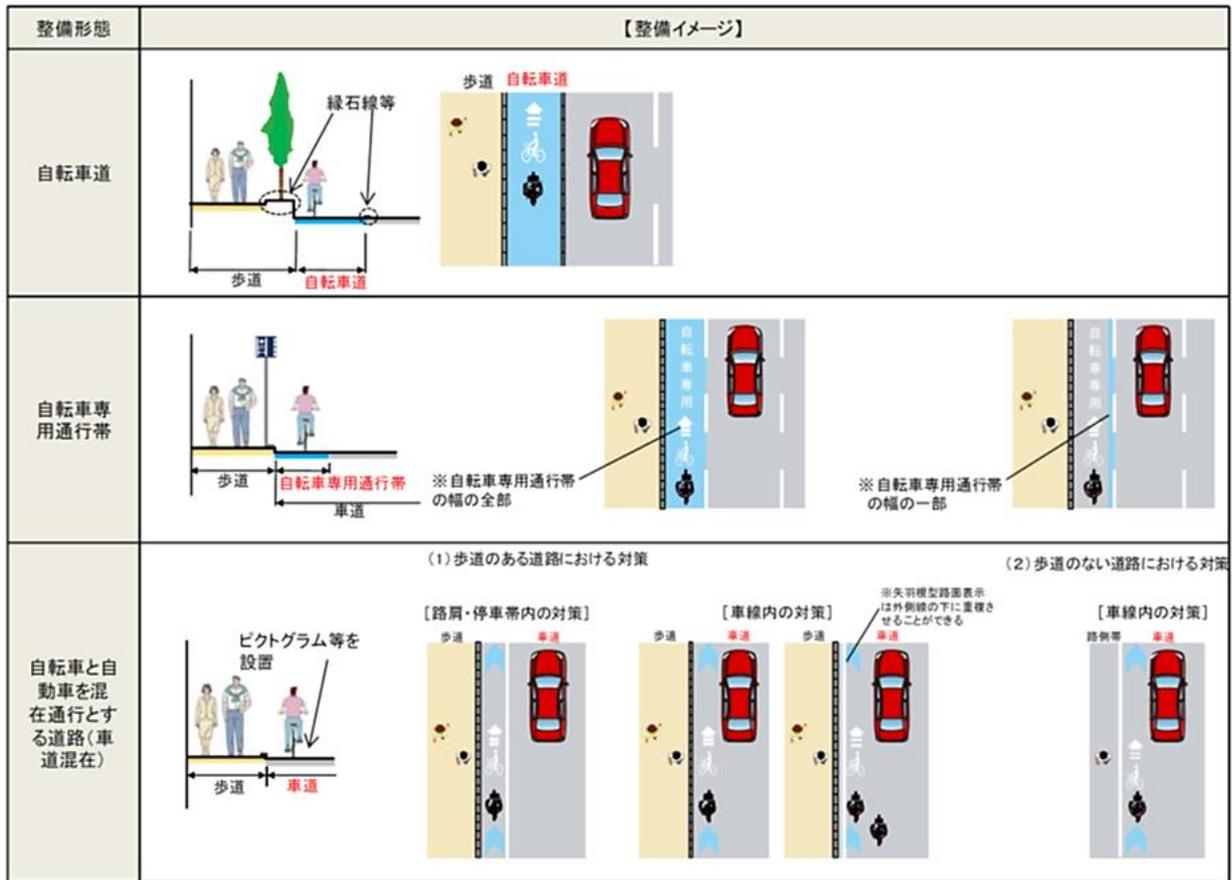
1 : 75,000

平成三十年三月

熊本県天草広域本部

### ⑤整備形態の種類

既存の自転車歩行者専用道路を除く一般道においては安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H24.11）に基づいて自転車道（一方通行）、自転車専用通行帯、車道混在の3つの整備形態から整備形態を選定することとします。



### ⑥整備形態について

ガイドラインや天草地域の現状を踏まえ、天草地域の自転車ネットワーク路線の整備形態を決定しました。

#### ■天草地域サイクルツーリズムの指定速度・自動車交通量

【指定最高速度】60km/h（一部40～50km/h）

【自動車交通量】345 ～ 17,967 台/日（H27 道路交通センサス）

	A 自動車の速度が高い道路	B A,C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在（自転車と自動車を 車道で混在）

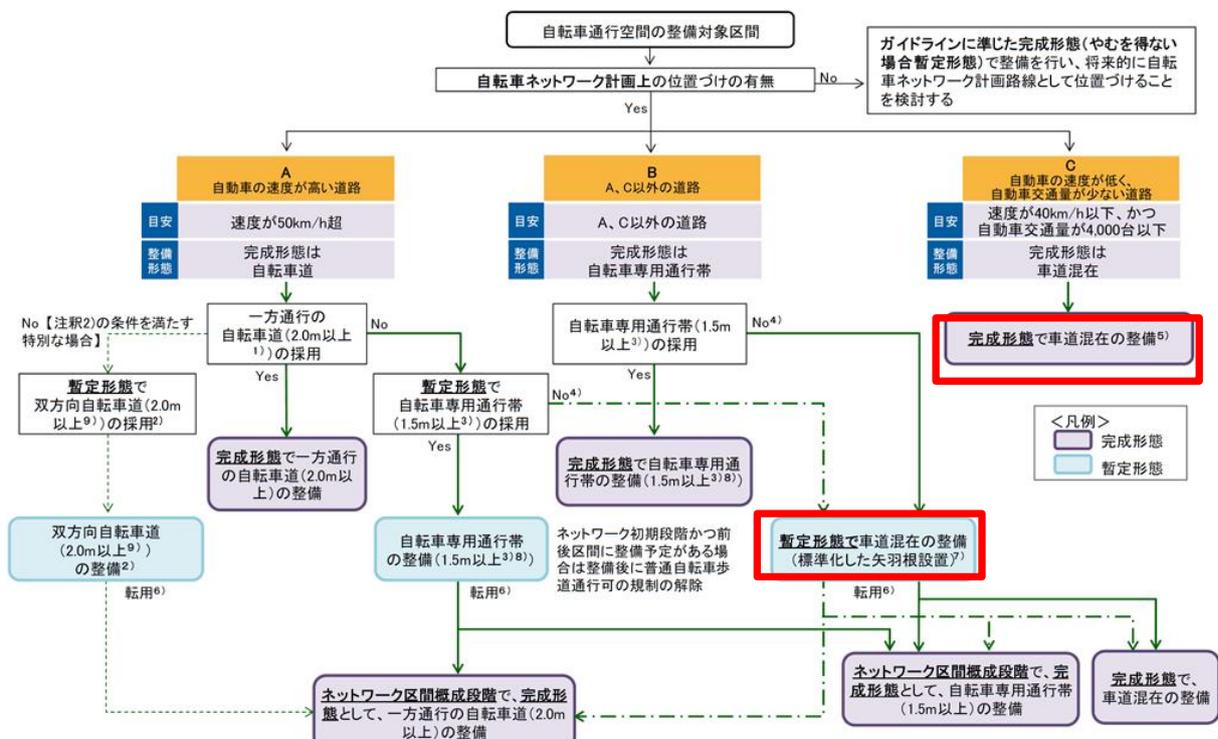
※ 参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

図 I-5 交通状況を踏まえた整備形態の選定（完成形態）の考え方

## ■ 暫定形態の検討

自転車ネットワーク路線において、道路空間再配分等を行っても本来整備すべき完成形態での自転車通行空間整備が当面困難な場合、かつ車道通行している自転車利用者、今後、車道通行に転換する可能性のある自転車利用者の安全性を速やかに向上させなければならない場合には、車道通行を基本とした暫定形態（完成形態が自転車道の場合は自転車専用通行帯又は車道混在、完成形態が自転車専用通行帯の場合は車道混在）により車道上への自転車通行空間整備を行うものとする。

暫定形態として車道混在を整備する場合は、原則として、完成形態としての自転車専用通行帯の幅員を確保するものとする。但し、道路空間再配分等を行っても、自転車専用通行帯に転用可能な幅員を確保することが当面困難であり、かつ車道を通行する自転車の安全性を速やかに向上させなければならない場合には、この限りではない。



- 1) 自転車道の幅員は2.0m以上とするが、双方方向の自転車道については、自転車相互のすれ違いの安全性を勘案し、2.0mよりも余裕をもった幅員構成とすることが望ましい。
- 2) 双方方向の自転車道が採用できる条件は次の全ての条件を満たすこと。①一定の区間長で連続性が確保されていること、②区間前後・内に双方方向自転車道が交差しないこと、③区間内の接続道路が限定的で自転車道の連続性・安全性が確保できること、④ネットワーク区間構成段階で一方通行の規制をかけることができること。
- 3) 自転車専用通行帯の幅員は1.5m以上とするが、やむを得ない場合(交差点部の右折車線設置箇所など、区間の一部において空間的制約から1.5mを確保することが困難な場合)に、整備区間の一部で最小1.0m以上とすることができる。
- 4) 自転車専用通行帯に転用可能な1.5m以上の幅員を外側線の外側に確保することを原則とし、やむを得ない場合(交差点部の右折車線設置箇所など、区間の一部において空間的制約から1.5mを確保することが困難な場合)には、整備区間の一部で最小1.0m以上とすることができるものとする。但し、道路空間再配分等を行っても、外側線の外側に1.5m(やむを得ない場合1.0m)以上確保することが当面困難であり、かつ車道を通行する自転車の安全性を速やかに向上させなければならない場合には、この限りではない。
- 5) 1.0m以上の幅員を外側線の外側に確保することが望ましい。
- 6) 自転車通行空間整備後に道路や交通状況の変化により、完成形態の条件を満たすことができるようになった場合。
- 7) 暫定形態の採用が困難な場合には、当該路線・区間を自転車ネットワーク路線から除外し、代替路により自転車ネットワークを確保する可能性についても検討する。代替路として生活道路等を活用する場合には、安全性や連続性に留意する必要がある。
- 8) 普通自転車歩道通行可の規制との併用は、前後区間に自転車専用通行帯の整備予定がある場合に限ること。この場合、前後区間の自転車専用通行帯の整備時に普通自転車歩道通行可の規制を解除するとともに、その予定を事前に周知すること。
- 9) 例えば、2.5mが確保できる場合は、歩道側1.5m、車道側1.0mの位置に中央線を設置するなど車道に対する左側通行を誘導することが望ましい。

※ 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間、自転車と自動車とを混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止若しくは駐停車禁止の規制を実施するものとする。

天草地域の道路事情等を踏まえ、自転車ネットワーク路線は当面暫定形態の「車道混在型」で整備します。

## ⑦整備計画案

次に掲げる整備計画の基本方針に基づき整備していきます。

- ・植樹帯がある箇所は、植樹帯を転用し、幅1.0～1.5mの自転車走行空間として整備する。
- ・歩道又は自歩道については、幅員を縮小せず、車道に矢羽根を設置する。
- ・路肩が広く、かつ、歩行者の利用がほとんどない個所については、エスケープゾーン（待避所）を設置する。
- ・案内標識、路面標示を設置する。
- ・段差解消、防草対策、部分的な道路改良等を実施する。

### a) 2車線歩道あり

#### ■実施内容

自転車通行空間 W=1.0m 確保

※矢羽根型路面標示により、通行位置と進行方向を明示

仕様	形状	配置
		歩道あり
	<p>&lt;標準型&gt;</p> <p>幅=0.75m以上<sup>*1</sup></p> <p>長さ=1.50m以上</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路(生活道路など)では、必要に応じて、以下を採用。</p> <p>幅=0.75m</p> <p>長さ=0.60m</p> <p>角度=1:0.8</p>	<p>設置間隔=10m<sup>*2</sup></p> <p>1.0m以上<sup>*3</sup></p>

▲矢羽根型路面表示の標準仕様（歩道あり）

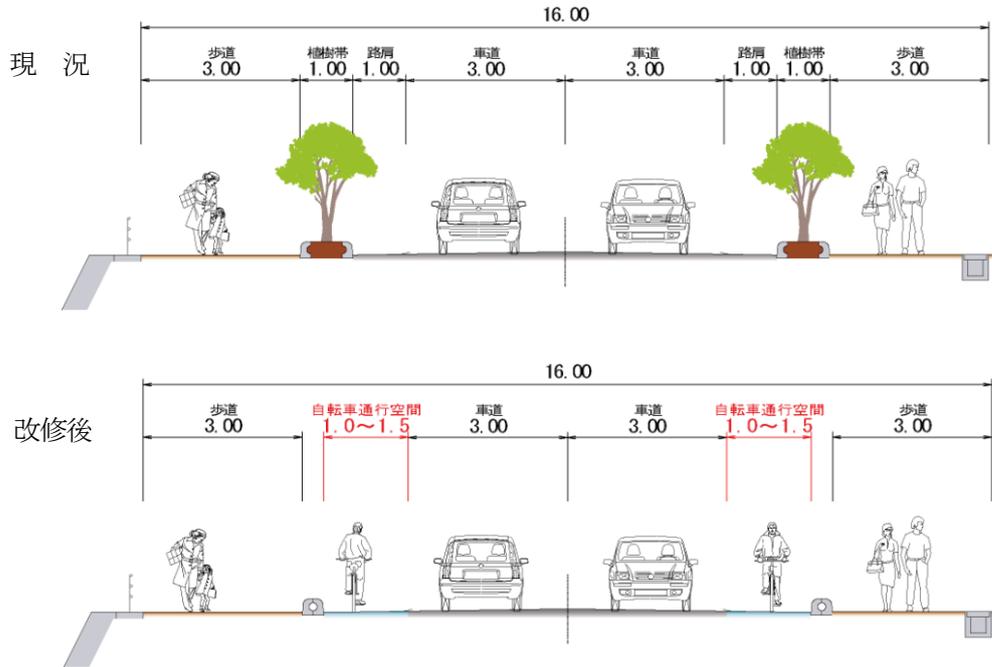
出典【安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン II-7】



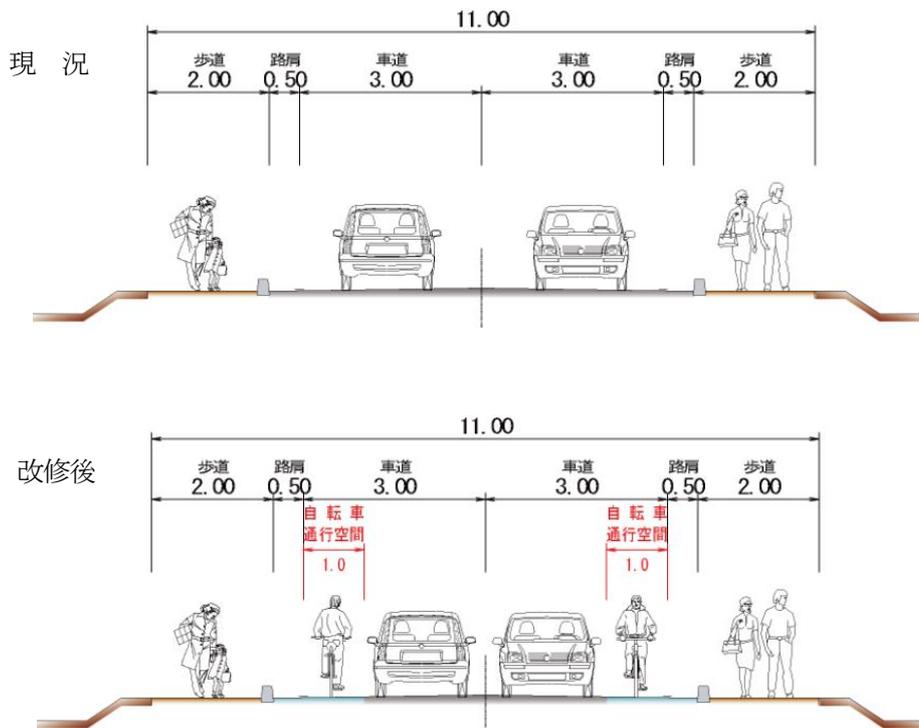
▲整備事例（直轄国道 236 号：北海道）

出典【安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン I-14】

タイプ① 歩道に植樹帯のある区間の整備  
 [植樹帯を転用し自転車通行空間を確保]



タイプ② 歩道に植樹帯のない区間の整備  
 [車道内への路面標示設置し自転車通行空間を確保]



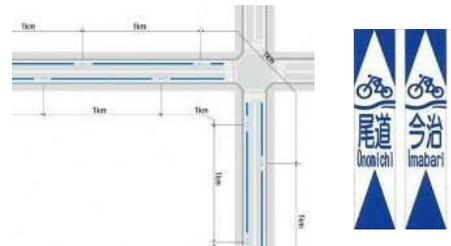
b) 2車線歩道なし

■実施内容

自転車通行空間 W=1.0m 確保

※矢羽根型路面標示により、通行位置と進行方向を明示

仕様	形状	配置
	歩道なし	
	<p>&lt;標準型&gt;</p> <p>幅=0.75m以上<sup>※1</sup></p> <p>長さ=1.50m以上</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路(生活道路など)では、必要に応じて、以下を採用。</p> <p>幅=0.75m</p> <p>長さ=0.60m</p> <p>角度=1:0.8</p>	<p>設置間隔=10m<sup>※2</sup></p> <p>1.0m以上(0.75以上<sup>※3</sup>)</p>



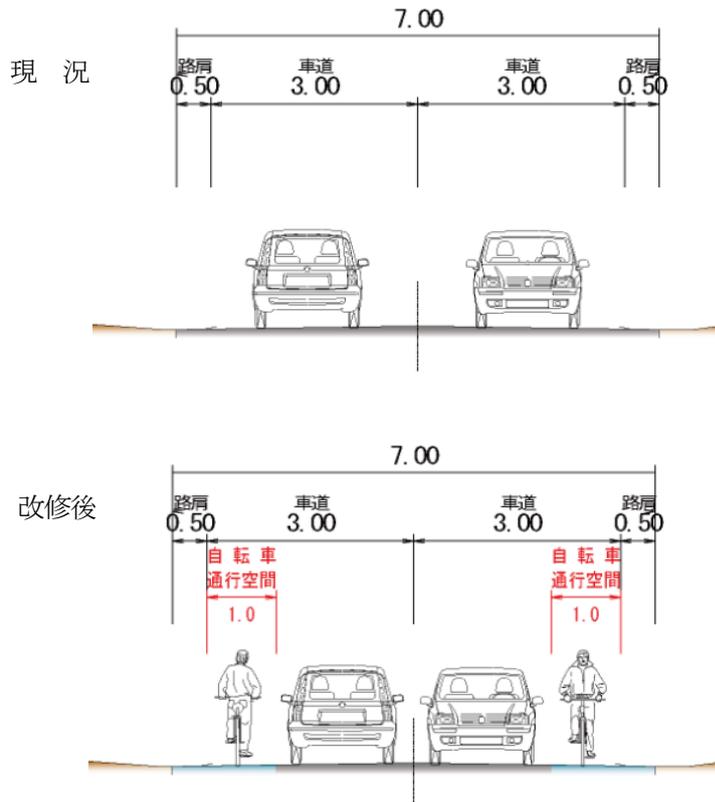
▲矢羽根型路面表示の標準仕様（歩道なし）

出典【安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン II-7】

▲整備事例

出典【しまなみ街道サイクリングロードHP】

タイプ③ 車道内に通行帯 (W=1.0m 確保)



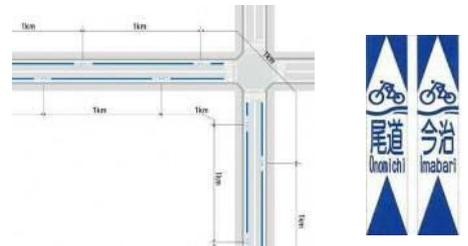
c) 1車線歩道なし

■実施内容

自転車通行空間 W=1.0m 確保

※矢羽根型路面標示により、通行位置と進行方向を明示

仕様	形状	配置
	歩道なし	
	<p>&lt;標準型&gt;</p> <p>幅=0.75m以上<sup>*1</sup></p> <p>長さ=1.50m以上</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路(生活道路など)では、必要に応じて、以下を採用。</p> <p>幅=0.75m</p> <p>長さ=0.60m</p> <p>角度=1:0.8</p>	<p>設置間隔=10m<sup>*2</sup></p> <p>1.0m以上(0.75以上<sup>*3</sup>)</p>



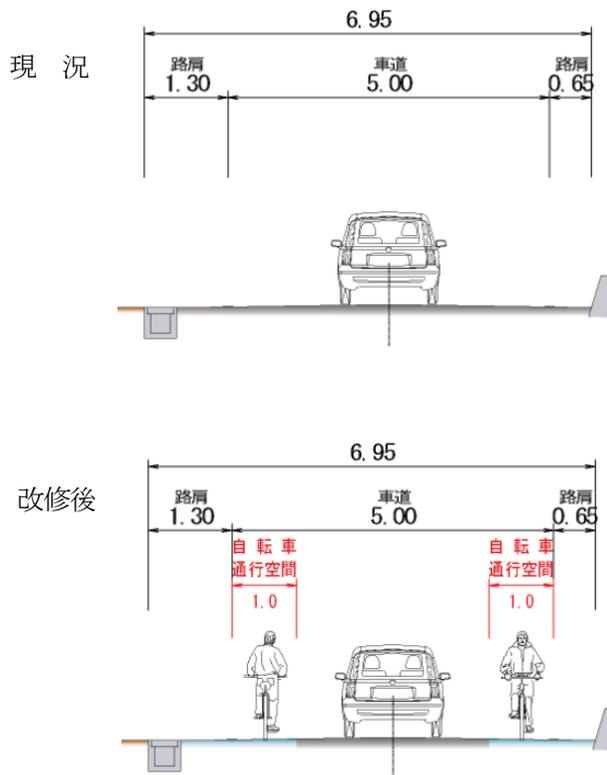
▲矢羽根型路面表示の標準仕様（歩道なし）

出典【安全で快適な自転車利用環境創出がトライン II-7】

▲整備事例

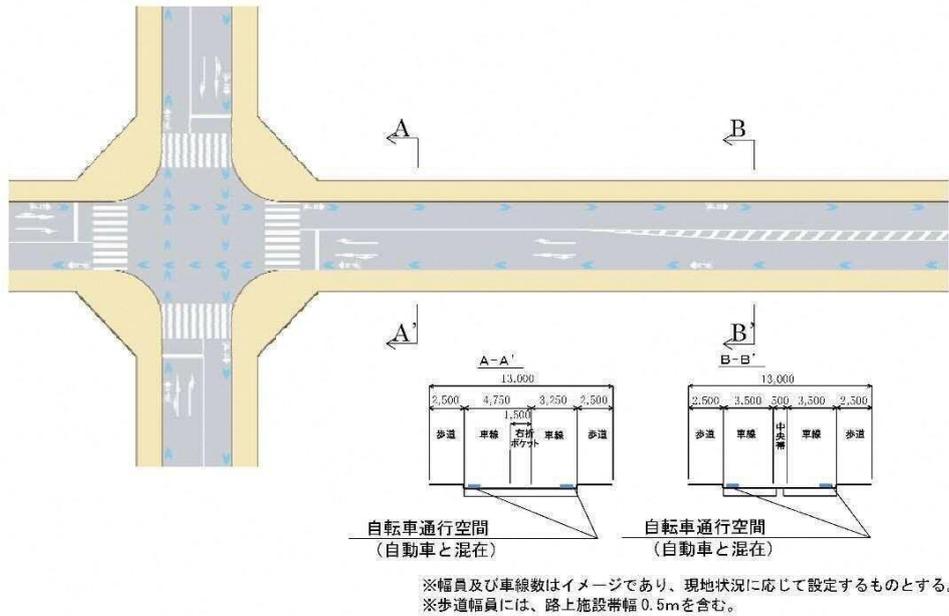
出典【しまなみ街道サイクリングロード HP】

タイプ④ 車道内に通行帯 (W=1.0m 確保)

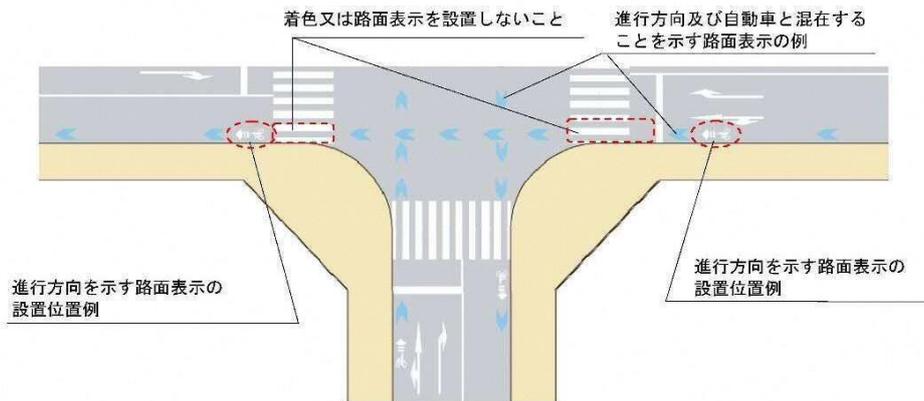


d) 交差点部における整備

- ・ 交差点部の整備は「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき整備を行うものとします。
- ・ 混在の場合（当面の措置）（幅員の確保が困難なため、路面標示を設置して混在させる場合）
- ・ 幅員の確保が困難な場合は、自転車と自動車を混在させて通行させるものとし、幅員の確保が可能な場合は、交差点流出側の自転車専用通行帯を優先的に確保するものとします。



図Ⅱ-51 車道混在が交差する交差点の例

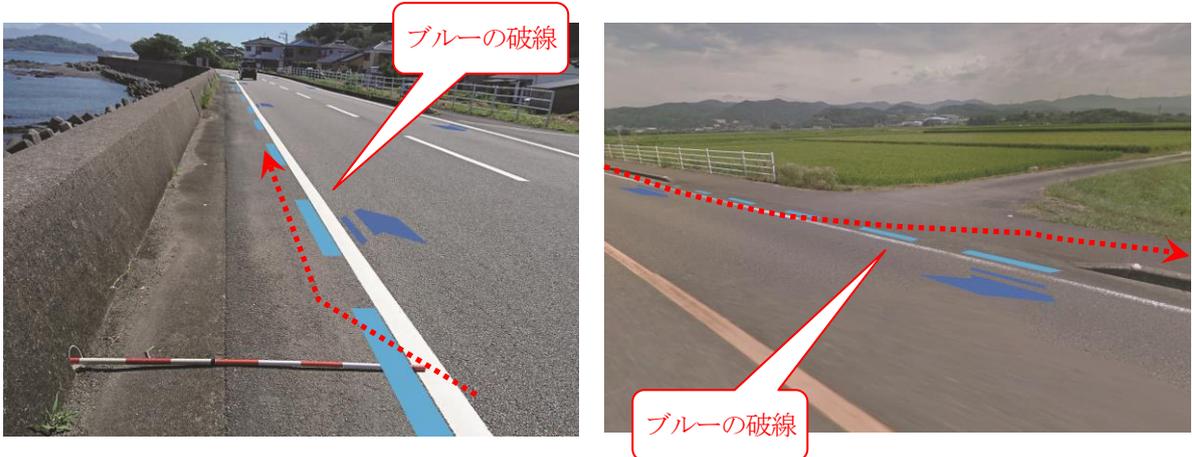


図Ⅱ-52 交差点隅角部の道路構造の例

出典：【安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインⅡ-53】

e) エスケープゾーン（待避所）

- ・路肩が広く、歩行者がほとんどいない箇所について、自動車が自転車を追い抜く際の危険回避対策として、自転車が退避する箇所として路面標示などを設置します。
- ・車道走行が危険な場合、自歩道走行することがあるため、歩道の切欠き部にも路面標示を設置します。
- ・サイクリングマップや拠点箇所等に設置趣旨や図面を表示し、安全な利用を呼び掛けます。



f) 案内標識、注意標識（表示）



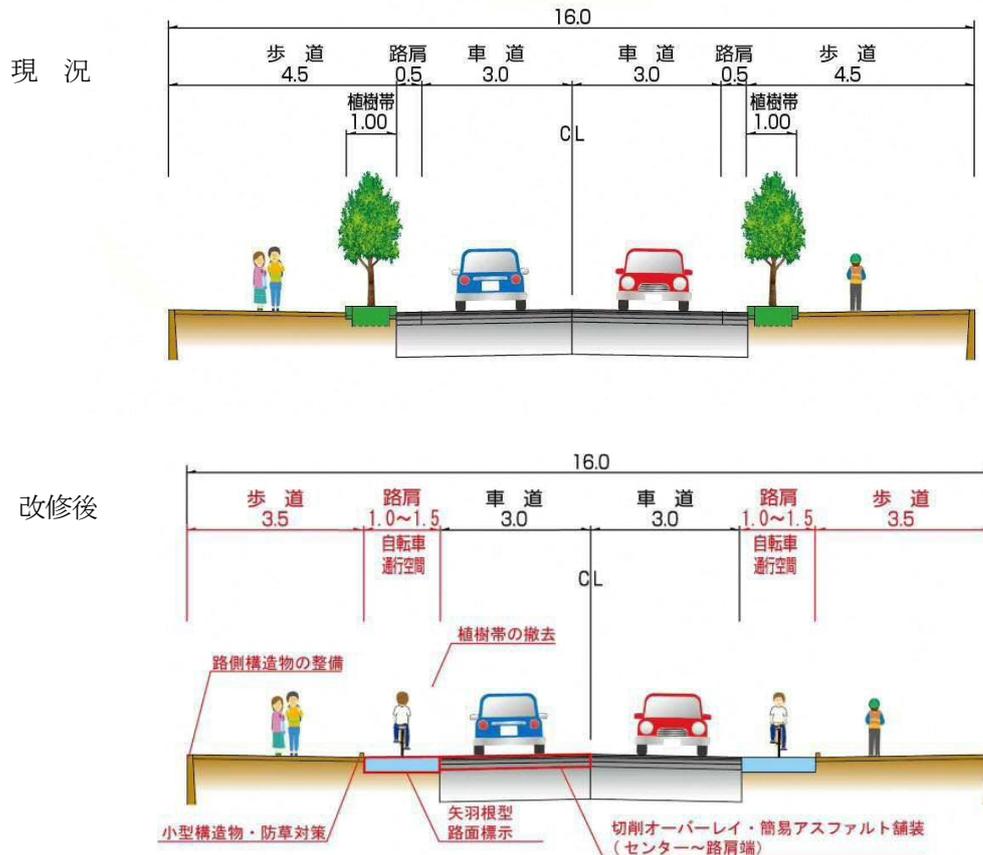
出典：【自転車活用推進に係る  
都道府県・政令市担当者説明会】資料



▲整備事例【しまなみ街道サイクリングロード】

## ⑧整備内容

- ・ 段差解消や平坦性を確保するための舗装補修(切削オーバーレイ、簡易舗装やりかえ)
- ・ 自転車通行空間を確保するための植樹帯空間の転用、路側構造物の整備、ラインの引き直し
- ・ 自転車の安全な通行に必要な防草対策や路面標示、案内・注意標識設置等
- ・ 自転車の安全な通行が困難な狭窄箇所においては、部分的な道路改良



⑨整備延長

サイクリングコース整備延長(m)

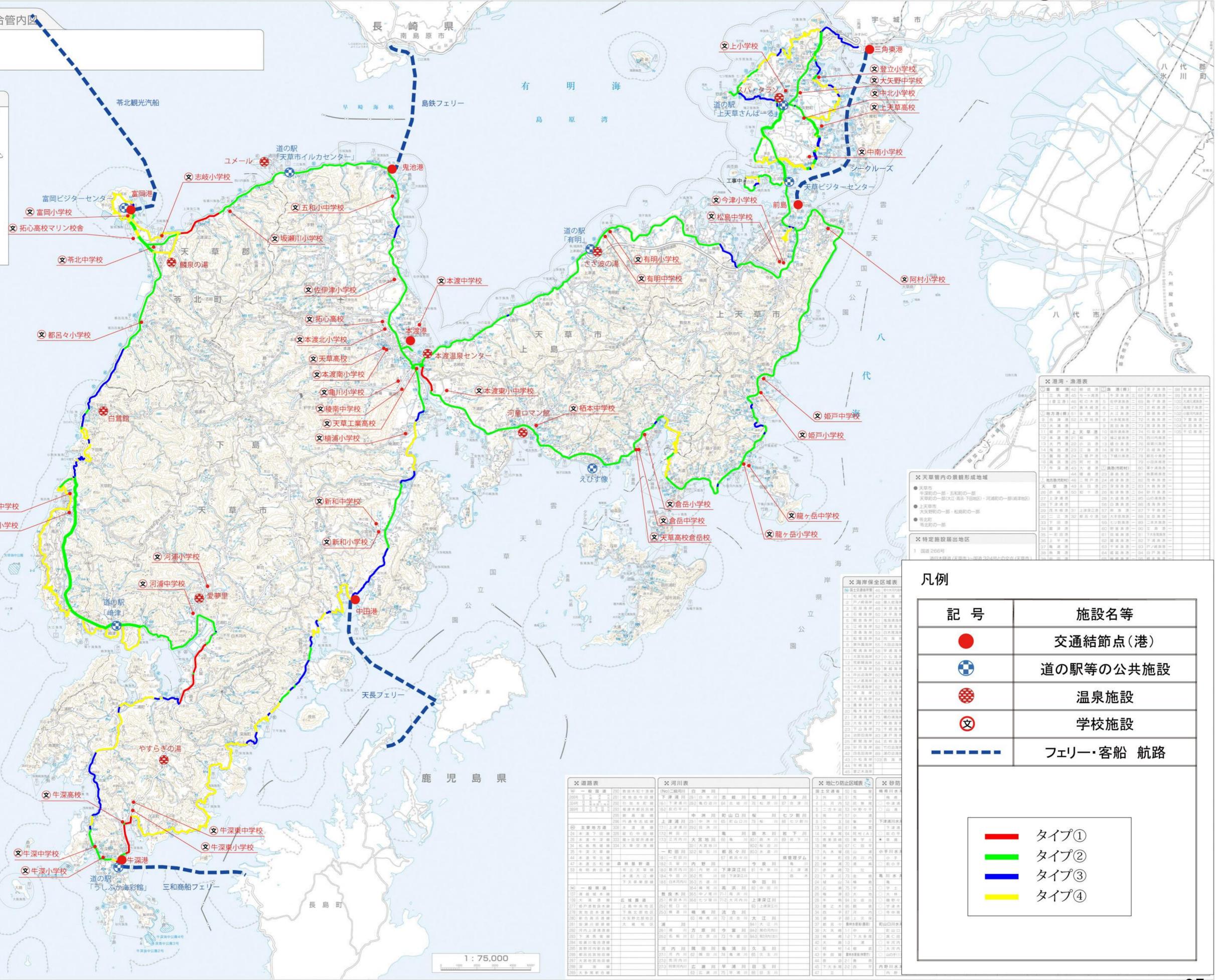
コース	タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	合計
国県道(上島)	1,583	88,128	6,966	7,778	104,455
国県道(下島)	10,614	67,735	25,739	35,142	139,230
国県道計	12,197	155,863	32,705	42,920	243,685
上天草市コース		7,357	5,197	17,943	30,497
天草市コース		1,019	71	21,912	23,002
苓北町コース		683	348	13,110	14,141
総計	12,197	164,922	38,321	95,885	311,325

熊本県天草広域本部土木部総合管内図

整備計画図



天草灘  
雲仙天草国立公園



凡例

有料道路	自動車通行不能区画
一般国道	計画線
主要地方道	3m以上の道路
一般県道	3m以下の道路
地域高規格道路	1.5m以下の道路
広域農道	J 尺線
森林整備道	私鉄
一級河川	地すべり指定地
二級河川	急傾斜地
砂防指定地	ダム
港湾	漁港
温泉	温泉
景観形成地域	海岸保全区域 (国土交通省指定)
国立公園	海岸保全区域 (国土交通省指定)
県立公園	県界
市界	市界
市界所 町界	旧市界
市界所 支所	支所界
地域振興局	支所界
空港	支所界
三角点・観測点	支所界
	支所界

※ 港湾・漁港表

番号	名称	種別	水深						
1	三角港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
2	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
3	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
4	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
5	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
6	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
7	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
8	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
9	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
10	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
11	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
12	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
13	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
14	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
15	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
16	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
17	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
18	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
19	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
20	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
21	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
22	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
23	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
24	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
25	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
26	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
27	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
28	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
29	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
30	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
31	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
32	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
33	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
34	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
35	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
36	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
37	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
38	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
39	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
40	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
41	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
42	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
43	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
44	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
45	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
46	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
47	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
48	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
49	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
50	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
51	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
52	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
53	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
54	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
55	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
56	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
57	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
58	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
59	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
60	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
61	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
62	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
63	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
64	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
65	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
66	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
67	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
68	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
69	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
70	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
71	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
72	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
73	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
74	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
75	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
76	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
77	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
78	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
79	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
80	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
81	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
82	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
83	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
84	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
85	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
86	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
87	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
88	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
89	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
90	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
91	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
92	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
93	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
94	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
95	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
96	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
97	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
98	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
99	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
100	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

凡例

記号	施設名等
●	交通結节点(港)
⊕	道の駅等の公共施設
⊗	温泉施設
⊗	学校施設
---	フェリー・客船 航路

—	タイプ①
—	タイプ②
—	タイプ③
—	タイプ④

※ 道路表

路線番号	名称	種別	延長	延長	延長	延長
1	三角港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
2	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
3	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
4	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
5	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
6	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
7	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
8	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
9	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
10	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
11	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
12	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
13	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
14	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
15	中津港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
16	前島港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
17	本渡港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
18	河浦港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
19	牛深港	漁港	1.5	1.5	1.5	1.5
20	中津港	漁港	1.5	1.5	1.	